

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。受理番号15番「被災者支援に関する陳情書」について、生活保健福祉委員会が「趣旨採択」としたことに反対し、採択すべきとの立場から討論します。

陳情は、昨年の9月豪雨で被害を受けた小山市民からのもので、災害救助法の住宅応急修理が一戸も実施されなかったことから、第1に、「住宅の応急修理」制度相当の金銭的助成による支援を実現するために、国、市への働きかけ及び県としての対処を求めています。第2に、浸水等による住宅被害認定の弾力的運用について、二次調査の徹底と「床上浸水は半壊」との認定等を求めています。

私は、日本共産党国会議員団や地元市議とともに幾度ももわたり調査し、住宅応急修理について周知されていなかったために、また「床上浸水しても二階建てだと半壊にならない」などと市から説明を受け、申請をあきらめさせられた被災者の憤り、苦しみを聞き取ってきました。そして当時所属していた予算特別委員会や生活保健福祉常任委員会できりあげ、さらに被災された方たちとともに県民生活部危機管理課に直に要望するなどして、被災者に対する親身な支援を強く求めてきました。

しかし、執行部は県の対応は適切だったとして、応急修理に相当する支援も、被害認定のあり方の見直しの要求にも応えようとしてきませんでした。「それは市町の問題」と言う冷たい態度です。

そういう状況であるのに、議会として「気持ちはわかる」という程度の趣旨採択では、執行部の姿勢を変えられないのではないのでしょうか。

小山市では、本件陳情と同趣旨の陳情が、昨日、市議会委員会で一部採択され、栃木市の条例と同程度の追加支援が行われるとのこと。床上浸水した世帯の住宅復旧費に対する相当額として、半壊世帯には50万円程度支給される見通しです。

市が被災者の声に応じて追加支援を決めたことは、市民の声が行政に届いた、大変重要な一歩だと高く評価します。県は、こうした市のとりくみを財政的に支援すべきです。

災害があっても、行政の親身な支援が受けられる、それは住んでよかった栃木県への一歩でもあります。

議員各位におかれましては、国の被災者生活再建支援制度の拡充とともに、県独自の被災者支援策を講じるよう、議会をあげてとりくんでいただきたく、陳情を採択するよう求め、討論とします。